

認知症、知的障がい、精神障がいのある人が、地域で安心して暮らしていけるまち

ご存知ですか 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活で困りごとや心配ごとが起きることがあります。



たとえば…

お金のやりくりができない



暮らしのサービスがうまく使えない



書類の手続きに困っている



子どもの将来が不安

こんなときは… 森町保健福祉課 や 森町社会福祉協議会 に相談してみましょう。

成年後見制度とは…

「自分のことは自分で決める」

認知症になっても障がいがあっても自分のことは自分で決めなければなりません。

それは、家族がいても同じです。

でも…皆が自分のことを自分一人で決めて、手続きすることはできるでしょうか。

認知症のある方や障がいのある方本人の思いを大切にしながら一緒に考え、契約や手続き、財産管理に関わる様々なサポートをしてくれる制度が「成年後見制度」です。

手続きの方法は中面をご覧ください。



成年後見制度利用開始までの流れ

成年後見制度は大きく分けると**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つがあります。

本人の判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

成年後見制度

法定後見制度

後見	 <p>まったく 分からない</p>	ご本人の財産を管理し、ご本人に代わって契約を交わしたり、ご本人が交わした契約を取り消すことができます。
保佐	 <p>難しいことが 分からない</p>	家庭裁判所に申立てをして定められた範囲に関して契約の代理を行います。借金や相続、家の増改築など重要な契約には保佐人の同意が必要です。保佐人の同意を得ずに交わされた契約は、取り消すことができます。
補助	 <p>けっこう 分かるけど 不安...</p>	家庭裁判所に申立てをして定められた範囲に関して、契約の代理や取り消しなどを行います。

成年後見制度を利用するには、本人、配偶者、4親等内の親族が家庭裁判所に申立てをします。
※法定後見の申立ては、該当する身寄りがない、または音信不通等の場合には、町長が申立てをすることができます。

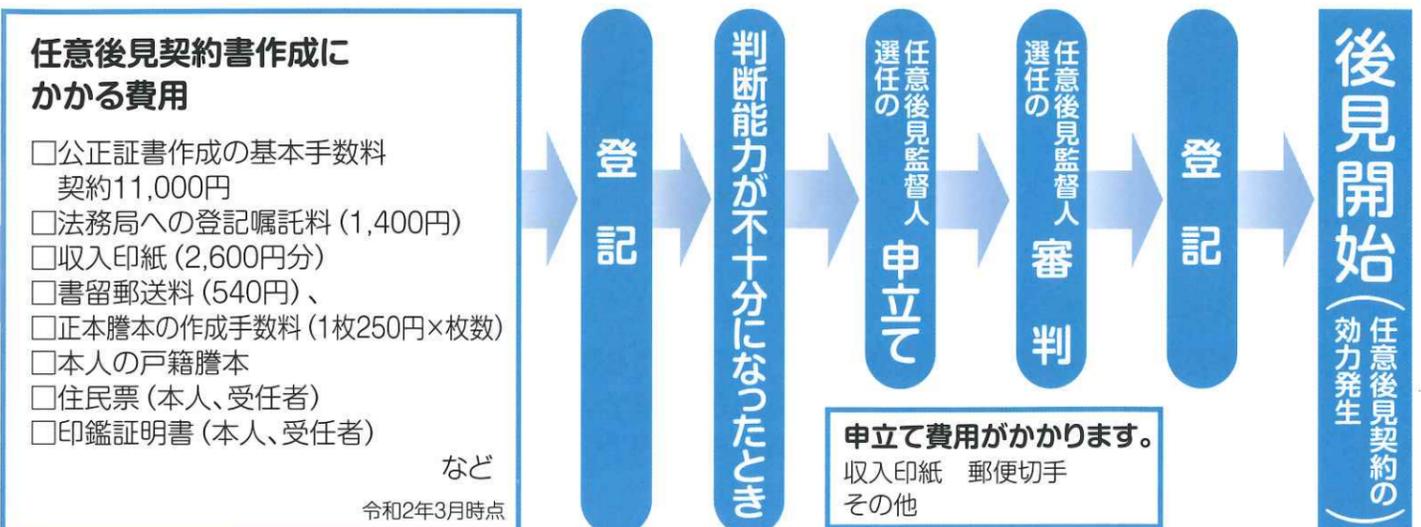
申立ての手続き方法について

- 準備の仕方も相談できます。(弁護士、司法書士に依頼する場合は有料)
- 法定後見人制度と任意後見人制度では、制度を利用できる人と手続きの方法が異なります。どちらの制度が適しているのかについては、相談しながら決めていきます。また、次のことは、後見人の仕事に含まれません。
 - 医療行為の同意をすること
 - 保証人や身元引受け人になること
 - 食事の世話や介護などを直接すること
 - 結婚や離婚、養子縁組などの手続きをすること



任意後見制度	 <p>しっかり している</p>	判断能力が低下した時に 本人がしっかりしているうちに将来サポートしてくれる人と何を頼みたいかについてあらかじめ契約しておく制度
--------	---	--

ご自身が選んだ任意後見人(受任者)と公正役場で任意後見契約締結(公正証書)



成年後見人等ってどんな人？

本人の気持ちや体の状況、生活状況にあった支援を行う人を家庭裁判所・裁判官が選びます。

親族



本人にとって身近な支援者
(配偶者、子、親、兄弟姉妹等)

市民後見人



専門的な講義を受けた市民(町民)のことで、専門家の支援を受けながら後見活動を行います。

専門職



福祉や法律の専門家
(弁護士、司法書士、社会福祉士など)

社会福祉協議会



地域福祉を推進する団体で、左記の後見人とは異なり、団体(法人)として支援します。

たとえば…

どんなことをしてくれるの？

医療や施設
サービス利用の
お手伝い



通帳の保管や
支払いの
お手伝い



高価な
寝具

まかせて！

不利益な契約の
取り消し



定期的な訪問や
見守り



入院、施設
入所などの
お手伝い



書類の確認と
手続きの
お手伝い



亡くなった後の
相談・引き継ぎ



【成年後見制度の利用・申立てについてのご相談はこちら】

- 森町役場保健福祉課障害福祉係 Tel.85-1800
- 森町役場地域包括支援センター係 Tel.85-6341
- 森町社会福祉協議会 Tel.85-5769

〒437-0215 森町森50-1 森町保健福祉センター内